

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則
- 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委告示 昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部改正
- ◇企業管理規程 企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第五号

職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正)

第一条 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(等級分類の基準)

第二条 行政職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に並び、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一等級

イ 別表第一の一等級の欄に掲げる職の職務

ロ 別表第一の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる

応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。

一 一等級

- イ 別表第二の一等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第二の二等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

二 二等級

- イ 別表第二の二等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第二の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

三 三等級

- イ 別表第二の三等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第二の四等級の欄に掲げる職の職務のうち、専門的知識及び経験を必要とする職の職務

四 四等級

- イ 別表第二の四等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第二の五等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

ち、高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

五 五等級

- 別表第二の五等級の欄に掲げる職の職務
- 3 教育職給料表(ロ)の職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に
一 一等級

二 二等級

- 別表第三の一等級の欄に掲げる職の職務
- 二 二等級
- 別表第三の二等級の欄に掲げる職の職務

三 三等級

- 別表第三の三等級の欄に掲げる職の職務
- 4 教育職給料表(ロ)の職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に
一 一等級

四 四等級

- 別表第四の一等級の欄に掲げる職の職務

職務と同程度の職の職務

二 二等級

- イ 別表第一の二等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第一の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

三 三等級

- イ 別表第一の三等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第一の四等級の欄に掲げる職及び次号ロに掲げる職の職務のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

四 四等級

- イ 別表第一の四等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第一の五等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の知識及び経験に基づき困難な業務を処理する職で人事委員会が特に承認を与えた職の職務

- ハ 別表第一の五等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

ち、職務の複雑困難及び責任の度がイに掲げる職務と同程度の職の職務

二 別表第一の六等級の欄に掲げる職の職務のうち、専門的知識及び長期の経験を必要とする職の職務

五 五等級

- イ 別表第一の五等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第一の六等級の欄に掲げる職の職務のうち、専門的知識及び経験を必要とする職の職務

六 六等級

- イ 別表第一の六等級の欄に掲げる職の職務
- ロ 別表第一の七等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の熟練及び長期の経験を必要とする職の職務

七 七等級

- 別表第一の七等級の欄に掲げる職の職務
- 2 公安職給料表の職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に

- 二 二等級
別表第四の二等級の欄に掲げる職の職務
- 三 三等級
別表第四の三等級の欄に掲げる職の職務

5 研究職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。

- 一 一等級
別表第五の一等級の欄に掲げる職の職務
- 二 二等級
別表第五の二等級の欄に掲げる職の職務
- 三 三等級
別表第五の三等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の知識及び経験に基づき困難な業務を処理する職で人事委員会が特に承認を与えた職の職務
- 四 四等級
別表第五の四等級の欄に掲げる職の職務のうち、高度の知識及び経験に基づき困難な業務を処理する職で人事委員会が特に承認を与えた職の職務

- 四 四等級
別表第五の四等級の欄に掲げる職の職務

6 医療職給料表(イ)の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。

- 一 一等級
別表第六の一等級の欄に掲げる職の職務
 - 二 二等級
別表第六の二等級の欄に掲げる職の職務
 - 三 三等級
別表第六の三等級の欄に掲げる職の職務
 - 四 四等級
別表第六の四等級の欄に掲げる職の職務
- 7 医療職給料表(ロ)の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。
- 一 一等級

- 一 別表第七の一等級の欄に掲げる職の職務
- 二 二等級
別表第七の二等級の欄に掲げる職の職務
- 三 三等級
別表第七の三等級の欄に掲げる職の職務
- 四 四等級
別表第七の四等級の欄に掲げる職の職務
- 五 五等級
別表第七の五等級の欄に掲げる職の職務

8 医療職給料表(ロ)の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる等級に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりする。

- 一 一等級
別表第八の一等級の欄に掲げる職の職務
 - 二 二等級
別表第八の二等級の欄に掲げる職の職務
 - 三 三等級
別表第八の三等級の欄に掲げる職の職務
 - 四 四等級
別表第八の四等級の欄に掲げる職の職務
- 別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第四

教育職給料表(一)等級別区分表

立市町 学校村	組織名	区分	教育委員会の事務局			
			養護学校	盲ろう 学校	高等 学校	養護 学校
小学校	中学校	校	校長	校長	校長	校長
養護教諭	養護教諭	職名	指導主事	養護教諭	養護教諭	養護教諭
養助教諭	養助教諭	職名	指導主任 係長	養護教諭 主任 係長	養護教諭 主任 係長	養護教諭 主任 係長

別表第二

公安職給料表等級別区分表

注 この表中「一般吏員職」とは、行政職給料表の適用を受ける事務吏員若しくは技術吏員又は事務吏員相当職若しくは技術吏員相当職をもつて充てる職のうち、この表の一等級から五等級までの欄に掲げる職を除いた職をいうものとする。

警察	組織名	区分	等級				
			職名	職名	職名	職名	職名
警察本部	警察本部	校署部	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査
警察本部	警察本部	校署部	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査

別表第三

教育職給料表(一)等級別区分表

組織名	区分	等級		
		職名	職名	職名
職名	職名	職名	職名	職名
職名	職名	職名	職名	職名

知事事務									
衛生研究所	工業試験場	農業試験場	果樹試験場	農産加工所	畜産試験場	中小家畜試験場	蚕業試験場	林業試験場	水産試験場
所	場	場	場	所	場	場	場	場	場
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
科	科分	室科分	科分	科	科	科	科	科	科分
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
特科別	特科別	特科別	特科別	特科別	特科別	特科別	特科別	特科別	特科別
研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

別表第五 研究職給料表等級別区分表

組織名	区分	知事事務			教育委員			教育機関
		保健専門学院	整肢学園	皆成学園	獎勵学校	教育局	本庁	
職名	一等級			園	校		指	園
	二等級			長	長		導	
職名	三等級	講師	児童指導員	児童指導員	教主	社指社指 会導會導 教育主係 主事長	社指産指 会導業導 教育主係 主事長	養教 護教 教諭
	四等級	師任	員	員任	護任	事	事	養助講 護助教 教諭師

警察本部	事務局	委員教育
科学捜査研究室	科学博物館	教育研究所
	館	所
	長	長
		所長補佐
係	係	係
長	長	長
主	学芸	研
任	員	究員

別表第六

医療職給料表(一)等級別区分表

部局	事務	知事の 本 (職員診療所) 庁	職名		区分
			職名	等級	
病院	保健所	整肢学園	院長	一等	職名
病院				二等	職名
副病院	所		所長	三等	職名
室医	課	医	所長	四等	職名
長	長	長	長		
副科医	科医	医	科医	四等	職名
科医	科医	師	師		

別表第七

医療職給料表(二)等級別区分表

部局	事務	知事の	職名		区分
			職名	等級	
家畜保健衛生所	病	保	整肢学園	指	身体障害者更生
所	院	所			
長	中央病院薬剤長	課		一等	職名
室次所	厚生病院薬剤長	係	レントゲン主任	二等	職名
長	レントゲン主任	長			
農林技師	理工吏生吏レ薬衛	工吏生吏レ薬衛	理吏レ	三等	復員である機能回
療師	士員士員でである歯科技師	士員士員でである歯科技師	療師		
	理齒齒栄レ技	齒齒栄レ技	理栄レ技	四等	機能回復訓練員
	療技衛養レ師	技衛養レ師	療養レ師		
	工生ン	工生ン	士士士補	五等	機能回復訓練員
	士士士士補	士士士士補	士士士補		

別表第八

医療職給料表(四)等級別区分表

組織名	区分	
	職名	等級
本(職員診療所)庁	職員	二等級
	職員	三等級
母来寮	職員	二等級
	職員	三等級
岩井長者寮	職員	二等級
	職員	三等級
指身障害者更生所	職員	二等級
	職員	三等級
保健所	職員	二等級
	職員	三等級
保健院	職員	二等級
	職員	三等級
高等看護学院	職員	二等級
	職員	三等級
准看護学院	職員	二等級
	職員	三等級
地方農林振興局	職員	二等級
	職員	三等級

別表第九

職務の等級の同格表

行政職給料表の等級		他の給料表	公安職給料表	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
一等級	二等級	三等級	一等級	一等級	一等級	一等級	一等級	一等級	一等級
二等級	三等級	四等級	二等級	二等級	二等級	二等級	二等級	二等級	二等級
三等級	四等級	五等級	三等級	三等級	三等級	三等級	三等級	三等級	三等級
四等級	五等級	六等級	四等級	四等級	四等級	四等級	四等級	四等級	四等級
五等級	六等級	七等級	五等級	五等級	五等級	五等級	五等級	五等級	五等級

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)
第二条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「(講師並びに整肢学園の児童指導員の職務を行う者に限る。)」を「(講師の職務を行なう者に限る。)」に改める。

第四条第三項に次の一号を加える。

十 身体障害者更生指導所の保健婦

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四等級及び五等級」を「五等級及び六等級」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第四条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規

則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号を次のように改める。

一 行政職給料表の適用を受ける職員

(1) 等級分類基準の規則第二条第一項第二号イに規定する職 九号給

(2) 等級分類基準の規則第二条第一項第三号イに規定する職 十三号給

(3) 等級分類基準の規則第二条第一項第四号イ及びロに規定する職 九号給

(4) 等級分類基準の規則第二条第一項第五号イに規定する職 十号給

(5) 等級分類基準の規則第二条第一項第五号ロに規定する職 十二号給

(6) 等級分類基準の規則第二条第一項第六号イに規定する職 十号給

(7) 等級分類基準の規則第二条第一項第七号に規定する職 十二号給

第十五条第三項の表中 行政職給料表適用職員 五等級 に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十年二月鳥取県条例第一号。以下「昭和四十年二月改正条例」という。)附則第九項の規定の適用により昇給した職員(昭和三十九年十月一日において昭和四十年二月改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定により昇給した職員を除く。)

が、当該昇給後の号給を受けていた期間が三月をこえる前に昇格をした場合において、当該昇格直前の号給が当該昇格後において同一の号給に決定されることとなる号給が二又は三ある場合の最上位の号給であるときは、当該昇格後の最初の定期昇給の昇給期間については、第二十一条の規定にかかわらず、当該昇給後の号給を受けていた期間に相当する期間に三月を加えて得た期間を短縮することができる。

六等級 を 行政職給料表適用職員 六等級 七等級

別表第一の一の(一)の(7)の10の次に11として次のように加える。

11 職業訓練法による中央職業訓練所の長期訓練課程の卒業者

別表第一の一の(二)の(2)の1の次に2として次のように加える。

1の2 学校教育法による高等専門学校卒業生

別表第一の一の(三)の(3)の中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」に改める。

別表第一の一の(三)の(3)の21中「(中学校第三学年修了以上の入隊者に限る。)」の下に「又は乙種飛行予科練習生(乙種飛行予科練習生(特)を除く。)」を加える。

別表第七

教育職給料表(イ)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	二九、九〇〇円	講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は、一九、三〇〇円とする。
大学院修士課程修了	二三、二〇〇円	
大学卒	二〇、二〇〇円	
短大卒	一六、三〇〇円	
高校卒	一四、五〇〇円	

注 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給欄に掲げる額を一八、八〇〇円とする。

別表第八の一の表中

一六、四〇〇円
一三、六〇〇円

を

一八、四〇〇円
一五、六〇〇円

に改め、同表の二の表中

一七、五〇〇円
一六、四〇〇円

を

一九、五〇〇円
一八、四〇〇円

に改め、同表の三の表を次のように改める。

別表第四の一の表中

一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一三、四〇〇円
一三、〇〇〇円

を

一八、一〇〇円
一五、六〇〇円
一四、一〇〇円
一三、六〇〇円

に改め、同表の二の表中

一七、一〇〇円
一六、一〇〇円

を

一九、一〇〇円
一八、一〇〇円

に改める。

別表第五の表中

一六、一〇〇円
一四、五〇〇円
一三、七〇〇円

を

一八、一〇〇円
一六、四〇〇円
一五、四〇〇円

に改める。

別表第六及び別表第七を次のように改める。

教育職給料表(イ)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	三〇、六〇〇円	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は、一九、三〇〇円とする。
大学院修士課程修了	二三、五〇〇円	
大学卒	二〇、二〇〇円	
短大卒	一六、三〇〇円	
高校卒	一四、五〇〇円	

別表第十の表中

一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一一、八〇〇円
一二、四〇〇円
一三、二〇〇円
一三、六〇〇円
一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一二、四〇〇円
一三、四〇〇円
一三、六〇〇円
一三、四〇〇円
一三、二〇〇円

を

一八、一〇〇円
一五、六〇〇円
一八、一〇〇円
一五、六〇〇円
一四、一〇〇円
一五、一〇〇円
一五、六〇〇円
一八、一〇〇円
一四、一〇〇円
一四、一〇〇円
一四、一〇〇円
一五、六〇〇円
一四、六〇〇円
一八、一〇〇円
一五、六〇〇円
一四、一〇〇円

に改める。

注 初任給欄中「四五、四〇〇円」とあるのは、昭和三十九年九月一日から昭和三十九年九月三十日までの間にあつては、「四〇、四〇〇円」と、昭和三十九年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、「四二、九〇〇円」と読み替えるものとする。

三八表

学歴免許 大学院博士課程修了 (医大卒後の課程に限る)	初任給 三三、九〇〇円
大学院博士課程修了	二九、一〇〇円
大学院修士課程修了	二二、九〇〇円

注 初任給欄中「三三、九〇〇円」とあるのは、昭和三十九年九月一日から昭和四十年三月三十一日までの間にあつては、「三一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第九を次のように改める。

別表第九

医療職給料表(初任給基準表)

学歴免許 大学院博士課程修了	初任給 四五、四〇〇円
医大卒	三〇、五〇〇円
医専五卒	二四、五〇〇円
医専四卒	二二、八〇〇円

別表第十一の表中

一六、三〇〇円
一六、三〇〇円
一五、四〇〇円
一四、八〇〇円

を

一八、三〇〇円
一八、三〇〇円
一七、四〇〇円
一四、五〇〇円

に改め、同表の注中「一六、三〇〇円」を「一八、

三〇〇円」に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三

職務の等級 給料表	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表	九号給	二二号給	一一号給	一〇号給	一二号給	一四号給
公安職給料表	一三号給	一二号給	二二号給	二三号給		
教育職給料表(一)	二三号給	一九号給				
教育職給料表(二)	二三号給	一五号給				
研究職給料表	一三号給	一二号給	一七号給			
医療職給料表(一)	一四号給	一一号給	一二号給			
医療職給料表(二)	一二号給	一三号給	一五号給	一一号給		
医療職給料表(三)	一一号給	一一号給	一四号給			

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第五条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

一 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」といふ。)別表第一及び別表第六の職務の等級一等級の職
二 等級分類基準の規則別表第一及び別表第六の職務の等級二等級の職並びに同規則別表第二、別表第三(三)に該当する場合を除く。)、別表第四(四)に該当する場合を除く。)、及び別表第五の職務の等級一等級の職

を

一 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」といふ。)別表第一の職務の等級一等級及び二等級の職並びに別表第六の職務の等級二等級の職
二 等級分類基準の規則別表第一の職務の等級三等級の職、同規則別表第二、別表第三(三)に該当する職を除く。)、別表第四(四)に該当する職を除く。)、及び別表第五の職務の等級一等級の職並びに別表第六の職務の等級二等級の職

に改める。

(職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正)

第六条 職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「五等級」を「六等級」に改め、同条第二号中「六等級」を「七等級」に改め、同条第三号の中「三等級」を「四等級」に改める。

附則第三項を削る。

00829

別表第一を次のように改める。

別表第一

行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の適用を受ける者の等級又は等級号給に相当する等級又は等級号給

区分	安料表	職表	教育職給(一)	教育職給(白)	研究料表	職表	医察職給(一)	医察職給(白)	医察職給(白)	医察職給(白)	賃金	国家公務員給(一)	国家公務員給(二)
行政職給料表の1.6及び5以上 職給等級7以上 表の5以下 かま等級3	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	1ら5まで	日田は1,100円以上 日田は1,100円未満	2ら7まで及び3以上	2ら7まで及び3以上
行政職給料表の7以下			3 1 級給	3 1 級給							445 円未満又は445 円以上	8 5 俵以下	8 5 俵以下
行政職給料表の1等級										1 等級		2 等級	2 等級

00830

宿泊料等及び移転料	行政職給料表 3 等級	行政職給料表 4 等級	行政職給料表 5 等級	行政職給料表 6 等級	行政職給料表 7 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職給料表 3 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職給料表 4 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	
行政職給料表 5 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級		
行政職給料表 6 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級			
行政職給料表 7 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級				

備考 給料月額がその給料月額を受ける者の属する職務の等級の最高の号給をこえる場合は、最高の号給と同様に取り扱いものとする。

別表第三中

三級	四級	五級	六級	七級	八級
----	----	----	----	----	----

を

三級	四級	五級	六級	七級	八級
----	----	----	----	----	----

に相当する。

別表第四中

三等級以上の職務にある者	区	分
四等級以下の職務にある者	区	分

に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日(以下「適用日」という。)から適用する。(経過規定)
- この規則適用の日の前日において、この規則による改正前の職務の等級の分類の基準に関する規則(以下「旧規則」という。)(第二条第一項第一号イに掲げる職の職務のうち、次長及び企画室次長の職務を処理していた職員に対するこの規則による改正後の職務の等級の分類の基準に関する規則(以下「新規則」という。))の適用については、新規則第二条第一項第二号イの規定にかかわらず、これらの職の職務は、新規則第二条第一項第一号イに掲げる職務とみなす。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和四十年二月鳥取県条例第一号)の施行の日の前日において、旧規則第二条第一項第一号ロに掲げる職の職務を処理していた職員に対する新規則の適用については、新規則第二条第一項第二号ロ及び同条同項第三号イの規定にかかわらず、これらの職の職務は、新規則第二条第一項第一号ロに掲げる職務とみなす。この場合において、新規則第二条第一項第一号ロ中「二等級」とあるのは、「三等級」と読み替えるものとする。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「八万一千円」を「九万一千円」に、「六千七百円」を「七千五百円」に改める。

第十七条第二項中「宿直勤務又は日直勤務」を「宿日直勤務」に改める。

第二十二條の二第二項各号列記以外の部分中「三月十五日」の下に「(その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下同じ。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する在職期間及び前項に規定する勤務期間を計算する場合において、一月に満たない期間が二以上ある場合はこれらの期間を合算するものとし、日を月に換算する場合は三十日をもつて一月とし、時間を日に換算する場合は八時間をもつて一日とするものとする。

第二十二條の五第一項中「勤務期間に応ずる割合」を「職員の勤務期間に応ずる割合(以下本条において「期間率」という。)」に、「勤務成績に応ずる割合」を「職員の勤務成績に応ずる割合(以下本条において「成績率」という。)」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 期間率は、三月十五日に支給する勤勉手当にあつては次の表の上欄に掲げる勤務期間に応じそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとし、六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下同じ。)に支給する勤勉手当にあつては次の表の中欄に掲げる勤務期間に応じそれぞれ同表下

第一項に規定する届出がこの規則の施行の日から三十日を経過するまでになされた場合に限り、当該支給該当者となつた日を給与条例第九条第二項本文の「事実が生じた日」とみなす。この場合において、給与条例第九条第二項ただし書の「これにかかる事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表第一のイを次のように改める。

欄に掲げるとおりとする。

支給日以前十二月以内の期間における勤務期間	支給日以前六月以内の期間における勤務期間	期間率
十二月	六月	百分の百
十一月以上十二月未満	五月以上六月未満	百分の九十五
十月以上十一月未満	四月以上五月未満	百分の九十
九月以上十月未満	三月以上四月未満	百分の八十五
八月以上九月未満	二月以上三月未満	百分の八十
七月以上八月未満	一月以上二月未満	百分の七十五
六月以上七月未満	一月未満	百分の七十
五月以上六月未満	零	百分の六十五
四月以上五月未満		百分の六十
三月以上四月未満		百分の五十五
二月以上三月未満		百分の五十
一月以上二月未満		百分の四十五
一月未満		百分の四十
零		零

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1号給	1,550	1,280	1,000	770	580	480	350
2号給	1,630	1,340	1,060	810	630	510	340
3号給	1,710	1,410	1,170	860	670	550	360
4号給	1,790	1,470	1,220	960	770	580	380
5号給	1,870	1,550	1,280	1,000	810	630	400
6号給	1,950	1,630	1,340	1,060	860	670	420
7号給	2,030	1,710	1,410	1,170	960	770	450
8号給	2,140	1,780	1,470	1,220	1,000	810	480
9号給	2,220	1,850	1,550	1,270	1,060	860	510
10号給	2,300	1,920	1,630	1,310	1,140	950	550
11号給	2,360	1,980	1,710	1,350	1,180	980	580
12号給	2,410	2,040	1,770	1,390	1,210	1,010	620
13号給	2,460	2,100	1,830	1,430	1,240	1,070	650
14号給	2,510	2,150	1,880	1,460	1,270	1,100	710
15号給	2,560	2,190	1,920	1,480	1,290	1,120	730
16号給		2,230	1,960	1,510	1,310		760
17号給			1,980	1,540	1,330		780
18号給			2,010	1,570	1,350		

- 成績率は、次の各号に掲げる支給日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内で、職員の勤務成績を考慮して任命権者が定めるものとする。
 - 三月十五日 百分の二十五以上百分の六十以下
 - 六月十五日及び十二月十五日 百分の二十以上百分の五十以下
- 附則
- (施行期日)
 - この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。ただし、第九条第二項第二号の改正規定は、昭和四十年二月一日から適用する。(経過措置)
 - 昭和四十年二月一日からこの規則施行の日の前日までの間において、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となる職員に対しては、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第九条

00836

同表のへ中

17号給	2,960
18号給	
19号給	

を

17号給	2,960
18号給	3,000
19号給	3,040

に改め、

同表のホ中

24号給	2,200
25号給	2,250
26号給	
27号給	

を

24号給	3,000	2,200
25号給	3,040	2,250
26号給		2,300
27号給		2,350
28号給		2,400

に改め、

同表のニ中

23号給	2,210	1,540
24号給	2,250	1,580
25号給	2,280	1,630

26号給	2,310	1,680
27号給		1,720
28号給		1,760
29号給		1,800
30号給		1,840

31号給	1,880
32号給	1,920
33号給	1,960
34号給	1,990
35号給	2,020

36号給	2,050
------	-------

を

23号給	2,210	1,540	1,160
24号給	2,250	1,580	1,170
25号給	2,280	1,630	

26号給	2,310	1,680
27号給	2,340	1,720
28号給	2,370	1,760
29号給		1,800
30号給		1,840

31号給	1,880
32号給	1,920
33号給	1,960
34号給	1,990
35号給	2,020

36号給	2,050
37号給	2,080
38号給	2,110

に改め、

00835

同表のハ中

24号給	1,800	1,330
25号給	1,860	1,360

26号給	1,910	1,380
27号給	1,970	1,400
28号給	2,020	1,420
29号給	2,060	
30号給	2,100	

31号給	2,140
32号給	2,180
33号給	2,220
34号給	2,250

を

24号給	2,570	1,800	1,330
25号給	2,600	1,860	1,360

26号給	1,910	1,380
27号給	1,970	1,400
28号給	2,020	1,420
29号給	2,060	1,440
30号給	2,100	1,460

31号給	2,140
32号給	2,180
33号給	2,220
34号給	2,250
35号給	2,280

36号給	2,310
------	-------

に改め、

別表第一のロ中

17号給	1,640
18号給	1,670
19号給	1,700
20号給	1,720

21号給	1,750
22号給	
23号給	

を

17号給	2,040	1,640
18号給	2,070	1,670
19号給		1,700
20号給		1,720

21号給	1,750
22号給	1,780
23号給	1,810

に改め、

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1号給	60	50	40	30	20	20	10
2号給	60	50	40	30	20	20	10
3号給	70	50	40	30	20	20	10
4号給	70	60	50	40	30	20	10
5号給	70	60	50	40	30	20	10
6号給	80	60	50	40	30	20	10
7号給	80	70	50	40	40	30	20
8号給	80	70	60	50	40	30	20
9号給	90	70	60	50	40	30	20
10号給	90	70	60	50	40	40	20
11号給	90	80	70	50	50	40	20
12号給	90	80	70	50	50	40	20
13号給	100	80	70	60	50	40	20
14号給	100	80	70	60	50	40	30
15号給	100	90	70	60	50	40	30
16号給		90	80	60	50		30
17号給			80	60	50		30
18号給			80	60	50		

別表第二のイを次のように改める。

同表のチ中		同表のト中	
24号給	1,810	16号給	2,040
		17号給	
を		を	
24号給	1,810	16号給	2,040
25号給	1,830	17号給	2,080
26号給	1,850		
に改める。		に改め、	

別表第二のロ中

24号給	70	50
25号給	70	50
26号給	70	50
27号給	80	50
28号給	80	50
29号給	80	80
30号給	80	80
31号給	80	90
32号給	90	90
33号給	90	90
34号給	90	90

を

24号給	100	70	50
25号給	100	70	50
26号給		70	50
27号給		80	50
28号給		80	50
29号給		80	50
30号給		80	50
31号給		80	90
32号給		90	90
33号給		90	90
34号給		90	90
35号給		90	90
36号給		90	

に改め、

同表のハ中

23号給	90	60	60
24号給	90	60	60
25号給	90	60	60
26号給	90	70	70
27号給		70	70
28号給		70	70
29号給		70	70
30号給		70	70
31号給		70	70
32号給		80	70
33号給		80	80
34号給		80	80
35号給		80	80
36号給		80	80

を

23号給	90	60	40	40
24号給	90	60	60	40
25号給	90	60	60	40
26号給	90	70	70	70
27号給	90	70	70	70
28号給	90	70	70	70
29号給	90	70	70	70
30号給	90	70	70	70
31号給		70	70	70
32号給		70	70	70
33号給		80	80	80
34号給		80	80	80
35号給		80	80	80
36号給		80	80	80
37号給		80	80	80
38号給		80	80	80

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記以外の部分中「千円以上」を「九百円以上」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一号及び第二十条第一号中「行政職四等級以上」を「行政職五等級以上」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日からこの規則施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の職員の任用に関する規則の規定に基づいて行なわれた選考は、この規則による改正後の職員の任用に関する規則の規定に基づいて行

なわれた選考とみなす。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号(職員)の任用に関する規則に基く選考の基準について(の一部を次のように改正し、昭和三十九年九月一日(以下)行政職選考基準

「適用日」という。)から適用する。ただし、適用日からこの告示の日の前日までの間において、この告示による改正前の選考基準に基づいて行なわれた選考は、この告示による改正後の選考基準に基づいて行なわれた選考とみなす。

昭和四十年三月一日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
行政職選考基準の表を次のように改める。

等級	資格		年数	在等	備考
	試験	学歴			
五等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 三六九三	六等級に三年以上在職	<p>1 本表は、職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類の規則」という。)中の行政職等級別区分表に定める職並びに地方公営企業法の適用を受ける職員(行政職等級別区分表に定める職及び単純な労務に従事する職を除く。)に適用する。</p> <p>2 学歴免許等の資格の区分並びに経験年数は、職員の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)第二条に</p>
六等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 〇三六〇	七等級に三年以上在職	
七等級	中初級級	短高中学 大校卒卒	〇〇三	七等級に三年以上在職	

四 研究職選考基準の表の一等級の項の在等級年数の欄中「五年以上」を「八年以上」に改める。

企業管理規程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十年三月一日

等級	職務	学歴	年数	在等
四等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 七〇三七	五等級に三年以上在職
三等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 〇三六〇	四等級に三年以上在職
二等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 四七〇四	三等級に三年以上在職
一等級	上中初級級級	大短高中学 大学大校卒卒卒	一 七〇三七	二等級に三年以上在職

- 1 本表は、職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類の規則」という。)中の行政職等級別区分表に定める職並びに地方公営企業法の適用を受ける職員(行政職等級別区分表に定める職及び単純な労務に従事する職を除く。)に適用する。
- 2 学歴免許等の資格の区分並びに経験年数は、職員の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)第二条に
- 3 勤務成績良好なる者又は特に必要がある者認められる者を四等級以上の職に任用しよとするときは、経験年数又は在等級年数に次に掲げる割合を乗じて得た年数をもつて経験年数又は在等級年数とすることができる。
- 4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させよとするときは、経験年数又は在等級年数のいずれか一方によることとすることができる。
- 5 採用の場合は、資格別の経験年数によるものとする。
- 6 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて在等級年数とする。

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項第三号から第六号まで」を「第二条第一項第三号から第七号まで」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一

行政職給料表等級別区分表

組織名 本局 発電所	区分						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
企業局西部建設事務所							
					職名 電氣係長 土木係長 工業用水道係長 工業用事業係長	職名 一般吏員職	職名 その他の職
					職名 運輸係長	職名 一般吏員職	職名 その他の職
					職名 工務係長 用地係長 駐在所長	職名 一般吏員職	職名 その他の職

注 この表中「一般吏員職」とは、行政職給料表の適用を受ける事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職のうち、この表の一等級から五等級までの欄に掲げる職を除いた職をいうものとする。

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

定価 一部月極二五〇円(送料共)